

証券コード 1937
平成26年6月2日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号
西部電気工業株式会社
代表取締役社長 宮川 一巳

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号
ハイアット・リージェンシー・福岡 2階 リージェンシーボールルーム
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第69期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役12名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seibu-denki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内経済は政府経済政策の効果などから、消費等の内需拡大、企業収益の改善の兆しが見られ、景気回復に向かう動きで推移しました。

情報通信分野におきましては、クラウドサービスの利用拡大、LTEやWi-Fiによる通信速度の高速化、スマートフォンやタブレット端末の普及拡大に伴い、情報通信サービスの多様化が進みましたが、当社グループの主要事業である情報通信工事業におきましては、通信事業者間の激しい顧客獲得競争等によるコスト低減もあり、厳しい状況にあります。

このような事業環境のなか当社グループは、現場直視による現場力の強化に向けた各種施策の展開、生産性の向上、ソリューション事業及びその他の事業での受注確保・拡大等に取り組む、経営基盤の強化に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、当社グループの主要事業である情報通信工事業、ソリューション事業の順調な工事進捗により、受注高は587億5千4百万円（前期比105.8%）、完成工事高は583億6千8百万円（前期比110.7%）となりました。

損益につきましては、完成工事高の増加等により、営業利益は19億4千6百万円（前期比124.7%）、経常利益は22億円（前期比121.3%）、当期純利益は11億8千4百万円（前期比124.8%）となりました。

セグメントの状況は次のとおりです。

情報通信工事業は、移動体の基地局建設工事及び既設通信設備の整備工事等の受注増により、受注高は430億8千6百万円（前期比100.4%）、完成工事高は440億1千6百万円（前期比108.5%）となりました。

ソリューション事業は、当社の強みを活かした通信関連システム等の提案型営業の展開などにより、受注高は61億8千1百万円（前期比112.4%）、完成工事高は64億6百万円（前期比126.5%）となりました。

その他事業は、太陽光発電設備及びオフィスビルやマンション等の大規模工事の受注増により、受注高は94億8千6百万円（前期比133.5%）、完成工事高は79億4千4百万円（前期比111.7%）となりました。

なお、当社グループは平成25年7月に実施した組織整備に伴い、当連結会計年度から報告セグメントに属する事業の区分を一部変更いたしました。前連結会計年度との比較については、前連結会計年度のセグメントを当連結会計年度のセグメントに組み替えて比較しております。

セグメントの状況

(単位：百万円)

売上種別		当期受注高		完成工事高		次期繰越受注高	
情報通信工事業	(構成比)	43,086	(73.4%)	44,016	(75.4%)	9,438	(69.7%)
ソリューション事業	(構成比)	6,181	(10.5%)	6,406	(11.0%)	969	(7.2%)
その他	(構成比)	9,486	(16.1%)	7,944	(13.6%)	3,127	(23.1%)
計		58,754	(100.0%)	58,368	(100.0%)	13,535	(100.0%)

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は19億5千4百万円であり、その主なものは太陽光発電・売電事業の展開における太陽光発電設備、新社屋建設に関する投資（建設仮勘定）等であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報通信分野におきましては、今後ともサービス・技術の多様化・高度化と相俟って、通信事業者間での熾烈な競争の展開が予想されるとともに、更には、景気回復に伴い工事従事者の流動化、材料の値上げ等が懸念されるなど、通信建設事業者における経営環境は引き続き厳しい状況が想定されます。

当社グループは、このような経営環境に対し、既存事業での収益の確保・拡大はもとより、新しいビジネス分野での収益拡大、業務効率化など各種業務改善施策の展開などにより、収益構造の更なる改善及び財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	第66期	第67期	第68期	第69期 (当連結会計年度)
受 注 高	52,181 百万円	50,867 百万円	55,516 百万円	58,754 百万円
完 成 工 事 高	53,934 百万円	50,151 百万円	52,737 百万円	58,368 百万円
経 常 利 益	1,252 百万円	1,143 百万円	1,813 百万円	2,200 百万円
当 期 純 利 益	532 百万円	400 百万円	948 百万円	1,184 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	23.74 円	18.07 円	42.85 円	53.49 円
総 資 産	45,290 百万円	43,008 百万円	42,813 百万円	45,679 百万円
純 資 産	24,798 百万円	25,036 百万円	26,046 百万円	27,044 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	1,049.80 円	1,055.94 円	1,100.27 円	1,146.58 円

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
西部電設株式会社	90百万円	100.0%	情報通信工事業
九州通信産業株式会社	45百万円	51.4%	情報通信資材販売業
九州ネクスト株式会社	35百万円	53.7%	運輸事業及びリース事業

(注) 当社の連結子会社は上記3社であります。

(7) 主要な事業内容

区分	事業内容
情報通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバケーブル等通信ケーブル工事、ネットワーク工事、移動通信工事などの設計・施工・保守 ・電線共同溝工事等の土木工事 ・情報通信資材・器具工具の販売
ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・LAN/WAN等ネットワーク、情報セキュリティシステム及び光IP電話設備の構築 ・ソフトウェアの開発・保守・メンテナンス及びIT商品の総合コンサルタント等のトータルソリューション
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・給排水等の管工事及び浄化設備工事・ごみ焼却設備工事・太陽光発電・売電事業などの環境事業等の設計・施工・保守 ・資材輸送・事務所移転などの運輸事業及び車両、機械装置、各種OA機器などのリース、レンタルを行うリース事業 ・自動車等の整備及び販売

(注) 平成25年7月の組織整備に伴い、従来「その他」に区分しておりました土木事業を「情報通信工事業」に変更しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本社	福岡市博多区		
支社	東京支社(東京都中央区)	大阪支社(大阪市北区)	福岡支社(福岡市博多区)
	長崎支社(長崎市)	熊本支社(熊本中央区)	鹿児島支社(鹿児島市)
支店	北九州支店(北九州市小倉北区)	佐賀支店(佐賀市)	長崎支店(長崎市)
	大分支店(大分市)	宮崎支店(宮崎市)	鹿児島支店(鹿児島市)
	沖縄支店(那覇市)		

(注) 平成25年7月の組織整備に伴い、大阪支店を大阪支社に改めるとともに、熊本支社を新設いたしました。

② 重要な子会社

西部電設株式会社	本社(熊本中央区)
九州通信産業株式会社	本社(熊本市北区)
九州ネクスト株式会社	本社(福岡市博多区)

(9) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,197名	増減なし

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社肥後銀行	2,289百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,762百万円
株式会社福岡銀行	264百万円
株式会社十八銀行	150百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 23,138,400 株（自己株式996,306株を含む。）
(3) 当事業年度末の株主数 3,479 名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
西部電気従業員持株会	1,054	4.8
第一生命保険株式会社	1,018	4.6
株式会社肥後銀行	1,012	4.6
三井住友信託銀行株式会社	863	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	538	2.4
株式会社十八銀行	510	2.3
株式会社ナカヨ通信機	505	2.3
明治安田生命保険相互会社	503	2.3
西日本システム建設株式会社	489	2.2
株式会社西日本シティ銀行	484	2.2

(注) 自己株式996,306株を保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 川 一 巳	—	—
取 締 役	立和田 齊	経営企画本部長	—
取 締 役	藤 本 公 彦	NTT事業本部長	—
取 締 役	若 杉 一 徳	人 事 部 長	—
取 締 役	元 太 輝 幸	ビジネス営業本部長 兼 法人ビジネス事業部長	—
取 締 役	岩 下 哲 士	経 理 部 長	—
取 締 役	須 川 誠 司	総 務 部 長	—
取 締 役	西 村 清 次	長 崎 支 社 長	—
取 締 役	増 田 毅	ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 東 京 支 社 長	—
取 締 役	杉 田 和 哉	福 岡 支 社 長	—
取 締 役	加 藤 裕 史	ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 情報インフラ営業部長	—
取 締 役	本 田 健 一	NTT事業本部副本部長 兼 社会基盤事業部長	—
常 勤 監 査 役	清 元 桂 介	—	—
監 査 役	榮 田 晶 夫	—	—
監 査 役	伊 尻 文 男	—	ビューテック九州株式会社 代表取締役社長 デルソル九州株式会社 代表取締役社長
監 査 役	飛 田 憲 一	—	株式会社百花園 代表取締役社長

- (注) 1. 監査役 伊尻文男、飛田憲一の両氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 伊尻文男氏が兼務している他の法人と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
 3. 監査役 飛田憲一氏が兼務している他の法人と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
 4. 当社は、監査役 飛田憲一氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	15 人	160 百万円
監査役 (うち社外監査役)	6 人 (4 人)	22 百万円 (6 百万円)
合計	21 人	183 百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、第66期定時株主総会（平成23年6月24日開催）の決議により、確定金額報酬として年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない）、業績連動報酬として50百万円以内（当期純利益を指標として算出）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、第66期定時株主総会（平成23年6月24日開催）の決議により、確定金額報酬として年額36百万円以内であります。
3. 上表報酬等の額には、業績連動報酬として取締役に支払予定である45百万円を含めております。
4. 上表報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額118百万円は含めておりません。

(3) 社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先の状況等

重要な兼職先の状況につきましては「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
伊 尻 文 男	社外監査役	監査役就任後開催の取締役会8回、監査役会8回の全てに出席し、他の会社の現代表取締役社長としての豊富な経験、知識に基づく見地から幅広く公正な発言を行っております。
飛 田 憲 一	社外監査役	監査役就任後開催の取締役会8回、監査役会8回の全てに出席し、他の会社の現代表取締役社長としての豊富な経験、知識に基づく見地から幅広く公正な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 34 百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) グループトータルとしてのコンプライアンスの定着及び企業倫理の確立のため、「西部電気工業グループコンプライアンス憲章」を定めます。

(イ) コンプライアンスの定着、推進を図ることを目的とした「コンプライアンス規程」を定めます。

(ウ) 法令・定款及び社内規程の遵守、企業倫理の確立を推進するため「コンプライアンス委員会」を設置します。

(エ) 法令・定款及び社内規程に反する行為を早期に発見し、未然に防止するための「内部通報規程」を定め、内部通報制度の充実を図ります。

(オ) コンプライアンス推進室は、教育・研修を実施しコンプライアンスを推進します。

なお、上記に基づき平成19年9月に「西部電気工業グループコンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」を制定、「コンプライアンス委員会」を設置し、「内部通報規程」を整備しております。その後、教育・研修を実施するなど、体制構築に向けて継続した取組みを行うとともに、平成20年10月に「役員規程」を整備しております。

また、反社会的勢力排除に向けては、西部電気工業グループコンプライアンス憲章において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨むこととしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役会、経営会議、その他重要な意思決定に係る文書等の取扱いは、文書管理規程及び稟議規程に基づき、適切な保存・管理を行います。

(イ) 監査役から取締役の職務執行に関する文書等の閲覧要求があった場合は、文書管理責任者は速やかな対応を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 事業活動に伴うリスク（安全、品質、環境、情報、法令等）の未然防止、リスクが発生した場合の対応及び経営に重大な影響を与える危機が発生した場合の対応に関し、「リスク管理規程」を定めます。

- (イ) リスクの評価、リスクの未然防止等を検討し、グループトータルとしてのリスク管理を推進するために「リスク管理委員会」を設置します。
 - (ウ) リスク及び危機に迅速に対応するための「マニュアル」を定めます。
 - (エ) リスク管理の定着を図るため、教育・研修を実施します。
なお、上記に基づき平成20年5月に「リスク管理規程」を制定するとともに「リスク管理委員会」を設置しております。また、平成26年2月に「リスク管理マニュアル」を制定しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役会は定例・随時に開催し、法令で定められた事項、経営の重要事項について、意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。
 - (イ) 経営会議を原則として毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議を行い、取締役会の迅速な意思決定に資することとします。
 - (ウ) 取締役は日常の職務執行のほか、月次会議等を通じ、情報交換及び業務の指示・指導を行い、円滑な職務執行を行います。
 - (エ) 取締役の職務執行については、「職制規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、責任の範囲を明確にし職務を遂行します。
- ⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社にコンプライアンス責任者を選任させ、連携してコンプライアンスを推進します。
 - (イ) グループ会社にリスク管理責任者を選任させ、連携してリスク管理を推進します。
 - (ウ) グループ会社の内部統制について、「子会社管理規程」を定め、経営状況を監督し、グループ内の連携体制を強化します。
なお、上記に基づき、平成20年9月に「子会社管理規程」を整備するとともに、グループ社長会を実施しております。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人とその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役室を設置し、監査役職務執行補助者を配置します。
 - (イ) 監査役職務執行補助者は、取締役の指揮命令に属さないものとし、他の職も兼務させないものとしします。
 - (ウ) 監査役職務執行補助者の人事については、監査役会の意見を求めるものとしします。
なお、上記に基づき平成19年3月に監査役室を設置し、職務執行補助者を配置しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、取締役及び使用人の職務の執行が不正の行為又は法令・定款に反する重大な事項について、監査役会又は監査役に報告します。

- (イ) 取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に係る事項の報告を求められたときは、速やかに報告するものとします。
- (ウ) 内部通報に係る重要な事項については、監査役に報告するものとします。
- (エ) 監査役は取締役会に出席するほか、経営会議、月次会議等の重要な会議に出席できるものとします。

⑧ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役は代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換することとします。
- (イ) 監査役は顧問弁護士等から独自に監査業務に関する事項について助言を得ることができるものとします。

[財務報告の信頼性を確保するための体制]

金融商品取引法、及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理、財務報告の信頼性確保のため、CSR推進部内部統制推進室を設置し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ることなく、突如として大規模な株式等の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社はこのような大規模な株式等の買付であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、使用人などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、当社株式等に対する大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）が行われた場合、買付提案に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、こういった大規模買付行為の中には、会社や株主の皆様提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様株式等の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買付提案の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買付条件が不十分・不適切なものなども出てくる恐れがあると考えます。

当社は、このような濫用的な大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

② 基本方針実現のための取組み

(ア) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- (i) 当社は昭和22年（1947年）の設立以来半世紀を超えて、日進月歩で技術革新が進む情報通信分野において、安全・高品質を第一義とし、世界にも類を見ない信用・信頼性の高い日本の情報通信基盤設備の構築に携わってまいりました。また、これまで培ってきた技術力をベースに、企業活動等をサポートするソリューション事業、ソフトウェア開発事業を始め、社会インフラである基盤設備等の土・情報インフラ設備事業、更には建築設備事業、太陽光発電・売電事業、環境プラント事業にも積極的に取り組んでおります。今後、日本の社会はICTの更なる進展により、社会活動、企業活動、文化、生活様式等がこれまで以上に変化していくものと考えられますが、当社は近い将来に到来するスマート・ユビキタスネット社会の「総合エンジニアリング企業」として、お客様のご要望とご期待に十分かつ迅速に応えられるよう西部電気工業グループ一丸となって取り組み、社会の発展に貢献できる企業となるよう努めてまいります。更に、企業の社会的責任（CSR）を強く意識し、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの皆様の利益の確保・向上を、実現して行きたいと考えています。
- (ii) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みとして、
- 平成14年6月に、意思決定の迅速化を図ることを目的として取締役定数を18名から12名に減員し、併せて、取締役会の監督機能の強化及び意思決定と業務執行の役割分担を明確にするため執行役員制度を導入しております。
 - 平成17年6月には、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、独立性のある社外監査役2名を選任し、業務執行に対する監視監督機能の強化を行っております。
 - また、平成22年3月からは、各証券取引所の上場規則等を踏まえ、社外監査役の中から、独立役員を選任しております。
 - 事業年度における経営責任を明確にするとともに、最適な経営体制を機動的に構築するため、平成24年6月から取締役の任期を1年に短縮しております。
- (イ) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の事前の同意を得ない特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為への対応方針として、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策を平成19年6月22日開催の第62期定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。

なお、有効期間満了の都度、株主の皆様からのご承認を得たうえで継続導入し、現在に至っております。（以下、継続導入後の方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針の概要は、次のとおりとしております。

(i) 大規模買付ルールを設定

大規模買付ルールとは、「事前に大規模な株式等の買付者(以下、「大規模買付者」といいます。)から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである」というものです。

具体的には、

- (a) 大規模買付者は大規模買付ルールに従う旨の遵守表明書を提出
- (b) 併せて、当社が定めた大規模買付者から当初提出していただくべき情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提出
- (c) 大規模買付者から提出された大規模買付情報の当社取締役会での評価・検討
- (d) 大規模買付ルールを遵守しなかった場合、また、遵守した場合でも、株主共同の利益を損なうと判断した場合は、対抗措置を発動することができる。

旨を定めたものです。

(ii) 対抗措置の発動

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置し、発動にあたっては独立委員会へ諮問し、原則として、その勧告に従う旨を定めております。また、独立委員会は、上記勧告にあたっては当社費用で独立した第三者の助言を得ることができる旨を定めております。

(iii) 有効期間

本対応方針は、第68期定時株主総会において、出席株主の過半数の承認を得られたため、平成28年開催予定の当社株主総会終結のときまで継続するものとし、その終結時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止される旨を定めております。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.seibu-denki.co.jp/>)に掲載しております。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- (ア) 上記②(ア)に記載した「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた具体的な取組みであること、また、②(イ)に記載した本対応方針も、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

(イ) 特に、本対応方針については、

- (i) 大規模買付ルールの適正な運用と当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置するとしていること。
- (ii) 当社取締役会が対抗措置を発動しようとする場合は、独立委員会に発動の是非を諮問し、原則としてその勧告に従うとしていること。

(iii) 独立委員会は、上記勧告を行うにあたっては、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができるとしていること。

(iv) 本対応方針の継続は、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としていること、また、本対応方針の有効期間内であっても、当社株主総会で廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されること。

等、その内容において、公正性・客観性を担保する工夫をしている点について、株主共同の利益の確保に資するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、徹底した効率化施策の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、長期的かつ安定的な経営基盤の確保のため、適正な運用に努めてまいります。

当期末の配当金につきましては、1株当たり10円を予定しており、既に5円の間配当を実施していることから、年間の配当金は15円となります。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,977	流動負債	13,042
現金及び預金	4,761	支払手形・工事未払金等	7,303
受取手形・完成工事未収入金等	14,932	短期借入金	3,465
リース投資資産	2,082	未払法人税等	463
有価証券	650	未成工事受入金	162
未成工事支出金	2,035	賞与引当金	796
商 品	357	役員賞与引当金	11
材料貯蔵品	531	工事損失引当金	56
繰延税金資産	381	そ の 他	783
そ の 他	299	固定負債	5,592
貸倒引当金	△ 54	長期借入金	1,361
		繰延税金負債	630
固定資産	19,702	退職給付に係る負債	2,583
有形固定資産	13,880	役員退職慰労引当金	40
建物及び構築物	3,532	そ の 他	977
機械装置、車両運搬具、工具器具及び備品	2,225	負債合計	18,635
土地	7,713	(純資産の部)	
建設仮勘定	409	株主資本	24,340
無形固定資産	470	資 本 金	1,600
投資その他の資産	5,351	資本剰余金	1,959
投資有価証券	4,835	利益剰余金	21,275
繰延税金資産	170	自己株式	△ 494
そ の 他	553	その他の包括利益累計額	1,046
貸倒引当金	△ 146	その他有価証券評価差額金	1,266
投資損失引当金	△ 60	退職給付に係る調整累計額	△ 219
		少数株主持分	1,656
		純資産合計	27,044
資産合計	45,679	負債及び純資産合計	45,679

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		58,368
完 成 工 事 原 価		53,955
完 成 工 事 総 利 益		4,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,466
営 業 利 益		1,946
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	121	
受 取 地 代 家 賃	81	
そ の 他	65	268
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他	6	14
経 常 利 益		2,200
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	286	
負 の の れ ん 発 生 益	49	336
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	19	
減 損 損 失	266	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	60	348
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,188
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	725	
法 人 税 等 調 整 額	242	968
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,220
少 数 株 主 利 益		35
当 期 純 利 益		1,184

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,600	1,959	20,423	△ 493	23,489
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 332		△ 332
当期純利益			1,184		1,184
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	852	△ 1	851
当 期 末 残 高	1,600	1,959	21,275	△ 494	24,340

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	875		875	1,681	26,046
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 332
当期純利益					1,184
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	391	△ 219	171	△ 25	146
当期変動額合計	391	△ 219	171	△ 25	997
当 期 末 残 高	1,266	△ 219	1,046	1,656	27,044

連 結 注 記 表

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 3社 |
| 連結子会社の名称 | 西部電設㈱、九州通信産業㈱、九州ネクスト㈱ |
| (2) 非連結子会社の名称 | 公栄設備工業㈱、ひばりネットシステム㈱、㈱カープラザSeibu、
㈱福岡通信工材製作所 |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、完成工事高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 持分法適用会社数 | 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。 |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 | 持分法を適用しない非連結子会社名
公栄設備工業㈱、ひばりネットシステム㈱、㈱カープラザSeibu、
㈱福岡通信工材製作所 |
| 持分法を適用しない関連会社名 | 九州電機工業㈱、㈱仁和 |

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金

個別法

商 材

移動平均法

材 料 貯 蔵 品

総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備（機械装置）については定額法）によっており、連結子会社は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置、車両運搬具、 工具器具及び備品	2年～17年

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

連結子会社については役員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社については役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 当該会計方針の変更の内容

退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。（当該会計基準第35項本文及び当該適用指針第67項本文に掲げられた定めは除く。）

(ロ) 会計方針の変更理由
(会計基準等の名称)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日改正）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日改正）

(ハ) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度末のその他の包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）が219百万円減少しております。

(ニ) 遡及適用をしなかった理由及び当該会計方針の変更の適用方針及び適用開始時期

当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、第34項の適用に伴うものを当連結会計年度末から適用し、当該変更に伴う影響額をその他包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）に加減しております。

② 収益及び費用の計上基準

(イ) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産	建	物	85 百万円		
	土	地	1,323 百万円		
	計		1,409 百万円		
担保に係る債務	短	借	入	金	559 百万円
	長	借	入	金	460 百万円
	計		1,020 百万円		

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,173 百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。

熊本城観光交流サービス㈱ 74 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失額
熊本県上益城郡嘉島町	賃貸用資産	土地	229 百万円
熊本県熊本市南区城南町	賃貸用資産	土地	37 百万円

当社グループは、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、事業部別、地域別等の区分を基礎に、資産と対応して収支が把握できる単位でグルーピングを行い、遊休資産及び賃貸用資産等については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

上記資産について、事業所の廃止決定に伴い賃貸用資産への用途変更を行った結果、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額266百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,138,400 株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	221 百万円	10 円	平成25年3月31日	平成25年6月24日
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	110 百万円	5 円	平成25年9月30日	平成25年12月9日
計		332 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成26年6月20日開催予定の定時株主総会において、次の議案を提案しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	221 百万円
1株当たり配当額	10 円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用の資産購入のために必要な資金(主に銀行借入れ)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動のリスクに晒されておりますが、それらは取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これら営業債務は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社は各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を確保し流動性リスクを管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にリース用の資産購入に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に注意するとともに、金利上昇の対応策(金利の固定化等)を考えております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,761	4,761	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	14,932	14,932	—
(3) リース投資資産	2,082	2,082	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,072	5,072	—
資 産 計	26,848	26,848	—
(1) 支払手形・工事未払金等	(7,303)	(7,303)	—
(2) 短期借入金	(3,465)	(3,465)	△ 0
(3) 未払法人税等	(463)	(463)	—
(4) 長期借入金	(1,361)	(1,361)	△ 0
負 債 計	(12,594)	(12,594)	△ 0

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース料率表を基礎とした利率を用いて算定しており、仮に当期末にリース契約を締結した場合であっても同等の利率を適用することが見込まれるので、時価は帳簿価額に近似していると判断できるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(有価証券関係)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1)株 式	2,032	4,002	1,969
	(2)その他	98	104	6
	小 計	2,131	4,106	1,975
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1)株 式	296	277	△ 19
	(2)その他	698	687	△ 10
	小 計	994	965	△ 29
合 計		3,125	5,072	1,946

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、1年以内返済予定の長期借入金のうち、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入れについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	412

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	4,757	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	14,932	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	650	—	—
リース投資資産に係るリース料債権部分	984	1,081	50
合 計	21,324	1,081	50

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	1,466	642	383	237	97	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,146円 58銭
- 1株当たり当期純利益 53円 49銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,618	流動負債	10,386
現金及び預金	3,122	工事未払金	6,057
受取手形	558	買掛金	311
完成工事未収入金	12,846	短期借入金	2,000
売掛金	375	リース債務	56
有価証券	650	未払金	448
未成工事支出金	2,037	未払法人税等	429
商 品	22	未成工事受入金	162
材料貯蔵品	540	賞与引当金	689
繰延税金資産	326	工事損失引当金	56
その他の	178	そ の 他	174
貸倒引当金	△ 38	固定負債	3,143
固定資産	16,161	長期借入金	1
有形固定資産	10,681	リース債務	188
建物及び構築物	3,417	退職給付引当金	1,930
機械装置及び車両運搬具	501	長期預り保証金	875
工具器具及び備品	158	繰延税金負債	118
土 地	5,967	そ の 他	29
リース資産	227	負債合計	13,529
建設仮勘定	409	(純資産の部)	
無形固定資産	427	株主資本	22,007
投資その他の資産	5,052	資本金	1,600
投資有価証券	4,472	資本剰余金	1,955
関係会社株式	325	資本準備金	1,667
長期貸付金	95	その他資本剰余金	288
破産更生債権等	131	利益剰余金	18,946
長期前払費用	51	利益準備金	399
その他の	164	その他利益剰余金	18,547
貸倒引当金	△ 129	固定資産圧縮積立金	371
投資損失引当金	△ 60	別途積立金	13,095
		繰越利益剰余金	5,080
		自己株式	△ 494
		評価・換算差額等	1,242
		その他有価証券評価差額金	1,242
資産合計	36,780	純資産合計	23,250
		負債及び純資産合計	36,780

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		50,257
完 成 工 事 原 価		46,601
完 成 工 事 総 利 益		3,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,911
営 業 利 益		1,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	139	
受 取 地 代 家 賃	128	
そ の 他	52	320
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
そ の 他	6	17
経 常 利 益		2,047
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	280	280
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	15	
減 損 損 失	266	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	60	344
税 引 前 当 期 純 利 益		1,983
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	639	
法 人 税 等 調 整 額	252	892
当 期 純 利 益		1,090

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	1,600	1,667	288	1,955	399
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
固定資産圧縮積立金の積立					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,600	1,667	288	1,955	399

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計	
	利 益 剰 余 金				自己株式			株主資本 合 計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	262	13,095	4,430	18,187	△ 493	21,250	856	22,106
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△ 332	△ 332		△ 332		△ 332
固定資産圧縮積立金の積立	108		△ 108					
当 期 純 利 益			1,090	1,090		1,090		1,090
自己株式の取得					△ 1	△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							386	386
当 期 変 動 額 合 計	108	-	649	758	△ 1	757	386	1,143
当 期 末 残 高	371	13,095	5,080	18,946	△ 494	22,007	1,242	23,250

個 別 注 記 表

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 未成工事支出金

個別法

② 商 品

移動平均法

③ 材 料 貯 蔵 品

総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び太陽光発電設備(機械装置)については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置及び車両運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員については内規に基づく期末要支給額を計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産	建	物	40 百万円
	土	地	761 百万円
	計		801 百万円
担保に係る債務	短期借入金		500 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額			5,644 百万円
3. 保証債務			
	下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。		
			熊本城観光交流サービス㈱
			74 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務	短期金銭債権		54 百万円
	長期金銭債権		81 百万円
	短期金銭債務		950 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	80 百万円
仕入高	7,090 百万円
営業取引以外の取引高	109 百万円

2. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失額
熊本県上益城郡嘉島町	賃貸用資産	土地	229 百万円
熊本県熊本市南区城南町	賃貸用資産	土地	37 百万円

当社は、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、事業部別、地域別等の区分を基礎に、資産と対応して収支が把握できる単位でグルーピングを行い、遊休資産及び賃貸用資産等については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

上記資産について、事業所の廃止決定に伴い賃貸用資産への用途変更を行った結果、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額266百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	996,306 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産	賞与引当金否認	244 百万円
	その他	82 百万円
	合 計	326 百万円
固定資産	退職給付引当金否認	674 百万円
	貸倒引当金繰入限度超過額	44 百万円
	減損損失	109 百万円
	投資有価証券評価損否認	10 百万円
	その他	93 百万円
	繰延税金資産小計	932 百万円
	評価性引当額	△ 177 百万円
	繰延税金資産合計	754 百万円
固定負債	その他有価証券評価差額金	669 百万円
	固定資産圧縮積立金	203 百万円
	繰延税金負債合計	873 百万円
	合 計	118 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名 称	議決権の所有 (被所有)の割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
子会社	西部電設㈱	所有 直接100.0	当社発注工事の施工 役員の兼任	外注費等の支払	3,300	工事未払金 買掛金 未払金	359

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,050 円 05 銭
2. 1株当たり当期純利益 49 円 26 銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

西部電気工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松尾 政治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 荒牧 秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西部電気工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

西部電気工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西部電気工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証し、必要に応じて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の状況を調査するとともに報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月7日

西部電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 清 元 桂 介 ㊟

監 査 役 榮 田 晶 夫 ㊟

社外監査役 伊 尻 文 男 ㊟

社外監査役 飛 田 憲 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、更には株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 221,420,940円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月23日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第27条 〵 (条文省略) 第32条</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第28条 〵 (現行どおり) 第33条</p>
<p>(新 設)</p> <p>第33条 〵 (条文省略) 第36条</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条 〵 (現行どおり) 第38条</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやかわ かずみ 宮川 一巳 (昭和28年4月21日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネットメイト九州 代表取締役社長 平成18年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネットメイト 取締役九州支店長 平成20年7月 社団法人電信電話工事協会（現 情報通信エンジニアリング協会）専務理事 平成23年4月 当社入社 顧問 平成23年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	32,000株
2	たちわだ ひとし 立和田 斉 (昭和25年10月7日生)	昭和48年4月 日本電信電話公社入社 平成14年7月 西日本電信電話株式会社理事 新ビジネス推進部長 平成15年6月 当社入社 取締役東京支社長兼大阪支社長 平成17年5月 当社取締役東京支社長 平成22年6月 当社取締役企業通信事業部長 平成24年6月 当社取締役経営企画本部長 (現在に至る)	26,000株
3	わかすぎ かずのり 若杉 一徳 (昭和25年12月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年9月 当社テレコムエンジニアリング本部 鹿児島支社副支社長 平成19年2月 当社N T T事業本部アクセス部長 平成20年6月 当社執行役員N T T設備建設本部アクセス部長 平成22年6月 当社取締役福岡支社長 平成25年10月 当社取締役人事部長 (現在に至る)	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	もとだ てるゆき 元 太 輝 幸 (昭和29年10月22日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成15年7月 西日本電信電話株式会社 相互接続推進部長 平成20年7月 株式会社N T T西日本 - ホームテクノ九州 代表取締役社長 平成23年6月 当社入社 顧問 平成23年6月 当社取締役構造改革推進部長兼N T T設備建設本 部副本部長 平成24年6月 当社取締役企業通信事業部長兼構造改革推進部長 平成25年7月 当社取締役ビジネス営業本部長兼法人ビジネス事 業部長 (現在に至る)	11,000株
5	すがわ まさし 須 川 誠 司 (昭和27年11月22日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社入社 平成18年7月 西日本電信電話株式会社 大分支店長 平成20年7月 当社入社 平成20年8月 当社経営企画部長 平成21年6月 当社執行役員経営企画部長 平成22年6月 当社取締役総務部長 (現在に至る)	11,000株
6	ますだ つよし 増 田 毅 (昭和32年8月20日生)	昭和57年4月 日本電信電話公社入社 平成16年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアク ト静岡 代表取締役社長 平成18年7月 西日本電信電話株式会社 北九州支店長 平成22年7月 当社入社 執行役員東京支社長 平成24年6月 当社取締役東京支社長 平成25年7月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 東京支社長 (現在に至る)	9,000株
7	すぎた かずや 杉 田 和 哉 (昭和29年8月27日生)	昭和52年4月 日本電信電話公社入社 平成19年7月 西日本電信電話株式会社 山口支店長 平成22年7月 当社入社 経営企画本部経営企画部長 平成23年6月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成25年6月 当社取締役経営企画本部経営企画部長 平成25年10月 当社取締役福岡支社長 (現在に至る)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	かとう ひろし 加藤 裕史 (昭和29年12月11日生)	昭和52年4月 日本電信電話公社入社 平成18年7月 西日本電信電話株式会社 熊本支店副支店長 平成20年7月 当社入社 営業本部付部長 平成20年8月 当社営業本部広域営業部長 平成22年6月 当社執行役員営業推進統括部広域営業部長 平成25年6月 当社取締役営業推進統括部広域営業部長 平成25年7月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 情報インフラ営業部長 (現在に至る)	2,000株
9	ほんだ けんいち 本田 健一 (昭和30年1月17日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成17年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネットメイト中国 代表取締役社長 平成18年7月 西日本電信電話株式会社 沖縄支店長 平成20年7月 エヌ・ティ・ティ インフラネット株式会社 取締役企画部長 平成25年6月 当社入社 顧問 平成25年6月 当社取締役NTT事業本部副本部長 平成25年7月 当社取締役NTT事業本部副本部長兼社会基盤事 業部長 (現在に至る)	4,000株
10	※ わたなべ こうぞう 渡邊 浩三 (昭和29年9月5日生)	昭和48年4月 日本電信電話公社入社 平成20年7月 株式会社NTT西日本 - ホームテクノ九州 取締役設備サービス部長 平成22年7月 当社入社 NTT設備建設本部建設企画部長 平成25年4月 当社NTT事業本部エンジニアリング部長 平成25年6月 当社執行役員鹿児島支社長 (現在に至る)	2,000株
11	※ さるわたり とくいち 猿渡 徳一 (昭和30年11月30日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成20年7月 西日本電信電話株式会社 島根支店長 平成23年7月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 取締役アカウントینگ事業部長 平成25年7月 当社入社 執行役員経営企画本部 担当部長 平成25年10月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 (現在に至る)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
12	※ まつもと よしのり 松 本 仁 告 (昭和24年12月11日生)	昭和43年4月 株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シ ティ銀行） 入行 平成14年6月 同行 久留米支店長 平成15年7月 株式会社福住出向 専務取締役 平成17年1月 株式会社福住入社 専務取締役 平成17年10月 同社取締役副社長 (現在に至る)	一 株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松本仁告氏は社外取締役候補者であります。同氏は、金融機関における長年の経験、更に他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識を当社の経営に活かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の意思決定及び監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、松本仁告氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として職務を遂行するに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
ただし、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号
ハイアット・リージェンシー・福岡 2階 リージェンシーボールルーム
電話 092-412-1234 (代表)

交 通 [JRご利用の場合] JR博多駅 筑紫口 徒歩約7分
[地下鉄ご利用の場合] 地下鉄博多駅 東6番出口 徒歩約7分
地下鉄東比恵駅 1番出口 徒歩約8分

